

事業系一般廃棄物収集運搬 許可業者一覧

(令和5年12月末現在)

業者名	事務所の所在地	電話番号
ウィズ環境(株)	酒田市飛鳥字大林190番地3	090-5595-9402
(株)エコー	酒田市高砂字官林続10番17	35-1707
(有)エスケー	酒田市泉町11番21号	35-2760
(株)エルデック	酒田市松美町3番70号	34-3355
(有)大滝商店	酒田市広野字奥井257番地の1	0235-29-6662
環清工業(株)	酒田市浜中字八間山135番地の1	92-3111
(株)管理システム	酒田市京田二丁目69番8号	41-1355
クリーンサービス(株)	酒田市北新橋一丁目12番地の13	22-5050
(有)クリーンセンター七五三	酒田市高砂二丁目1番62号	34-0753
(株)幸輪	遊佐町菅里字十里塚2番地の213	31-8111
(株)五勇組	酒田市広野字荒田78番地の2	92-2439
(株)今野運輸	酒田市京田一丁目5番地の22	31-3488
酒田クリーン開発(株)	酒田市広野字荒田78番地の2	92-2439
(株)佐藤興業	酒田市下安町3番地の17	22-5898
(株)庄交コーポレーション	酒田市幸町二丁目11番2号	26-3195
荘内運送(株)酒田営業所	酒田市両羽町11番地の3	22-4470
(株)庄内エコポリス	酒田市石橋字前田18番地の2	52-2665
高橋 吉郎	酒田市田沢字南田沢67番地	54-2882
高橋亨商店	酒田市土崎字屋敷添31番地	24-4672
東北イートップ(株)酒田営業所	酒田市広野字十五軒4番地の1	92-3881
(株)登坂商店	酒田市松美町3番23号	33-5222
(有)トワイスポーン	酒田市塚渚字清瀬10番地	64-2754
(株)鍋元商店酒田営業所	酒田市北浜町4番35号	33-2626
(有)新田正男商店	酒田市東町一丁目2番地の4	23-3018
(有)平田レンタカー	酒田市山谷字滝谷120番地	54-2362
(株)丸加商店	酒田市上安町一丁目18番地	25-2116
(株)ミウラ工業	酒田市新井田町15番6号	23-3711
ミカワ精工(株)	酒田市東町一丁目14番地の23	24-3871
(株)よろずライフ	酒田市宮海字新林572番地44	34-4628
(株)渡部砂利工業所	酒田市宮海字中砂畑27番地の4	35-0281

資源回収業者一覧

(令和5年12月末現在)

事業者名	所在地	電話番号	取扱品目										
			紙類					金属類		びん類		布類	
			新聞	段ボール	紙パック	雑誌	シュレッダー紙	雑がみ	アルミ缶	スチール缶	一升びん	ビールびん	古着
伊藤商店	酒田市高砂四丁目3番22号	33-3564	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
(有)エスケー	酒田市泉町11番21号	35-2760	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
(株)エコー	酒田市高砂字官林続10番17	35-1707	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×
(株)グリーンシステム	酒田市大浜二丁目2番24号	33-7100	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×
(有)クリーンセンター七五三	酒田市高砂二丁目1番62号	34-0753	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
佐々木商店	酒田市勝保関字上割符9番地の2	23-4646	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
庄内回収	酒田市藤塚字南畑111番地	33-6250	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×
高橋亨商店	酒田市土崎字屋敷添31番地	24-4672	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
(有)高橋商店計量所	酒田市宮海字南砂畑2番地の15	34-2639	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×
(有)新田正男商店	酒田市東町一丁目2番地の4	23-3018	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○
(有)平田レンタカー	酒田市山谷字滝谷120番地	54-2362	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×
(株)丸加商店	酒田市上安町一丁目18番地	25-2116	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

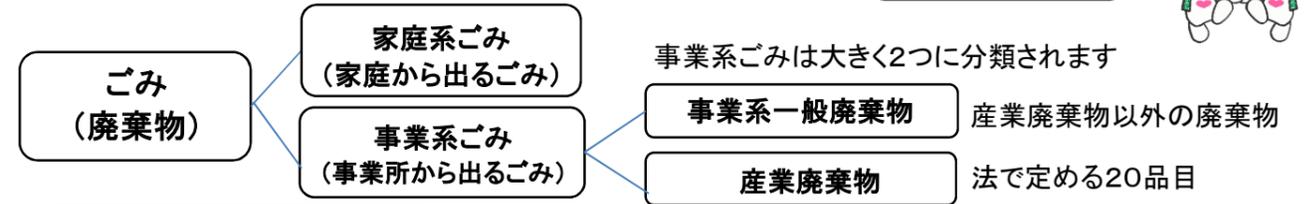
○…取扱可能 ×…取扱不可

事業者の皆様へ

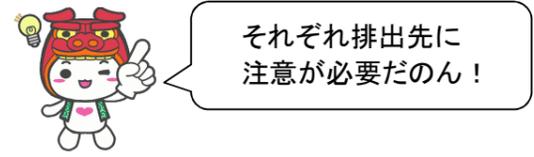
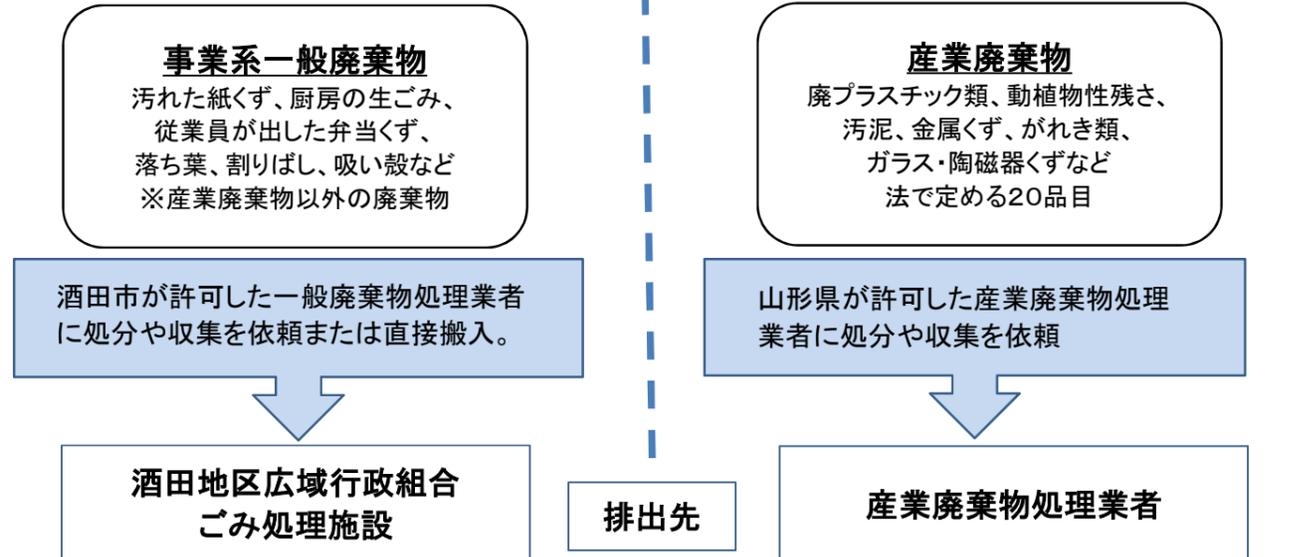
事業系ごみの適正な処理と減量化にご協力ください。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条)

事業系ごみとは？



事業系ごみの分類



山形県産業廃棄物処理許可業者は県のホームページをご覧ください。右記二次元コードから確認できます。



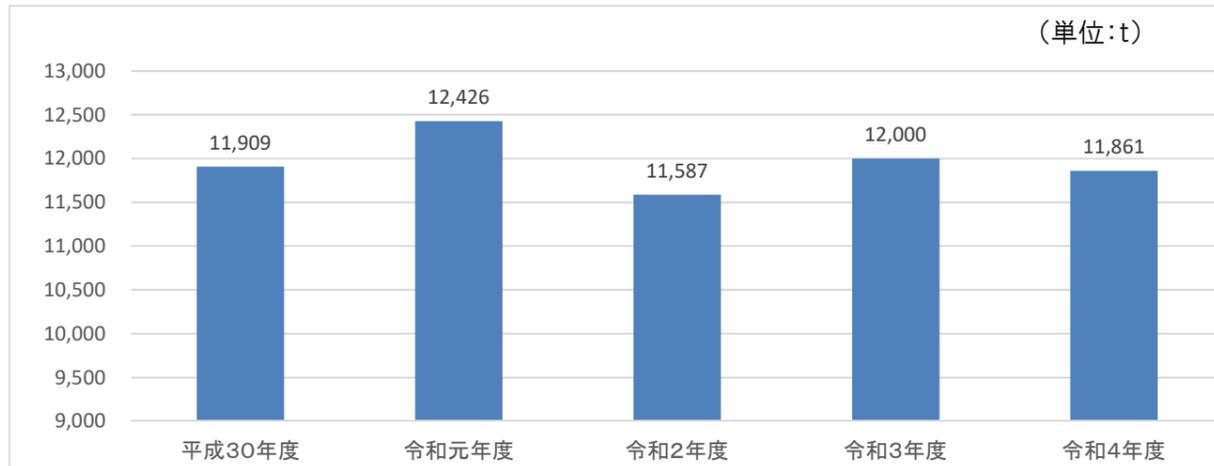
事業系ごみは家庭系ごみの集積所(ごみステーション)に出せません！

事業所から出たごみと、家庭から出るごみは分けなければなりません。自営業等で少量しか出ない場合でも同様です。家庭系ごみ集積所(ごみステーション)は、各自治会が管理していますので、不法投棄とみなされる可能性があります。
事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集委託(有料)するか、事業者が直接処理施設に搬入(有料・10kg当たり150円)してください。酒田市の許可業者は4ページをご覧ください。
産業廃棄物は、山形県産業廃棄物処理許可業者に収集委託(有料)してください。山形県の許可業者は、上記2次元コードをご活用ください。



家庭系ごみ集積所

酒田市における事業系一般廃棄物排出量の状況



過去5年間推移では、1年おきに増減を繰り返しています。これまでの新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の制限の他、事業活動に起因するなど様々な要因が考えられますが、引き続き、ごみの適正処理と減量の取り組みをお願いします。

各種リサイクル法における事業者の役割

【循環型社会形成の促進に向けて】

容器包装リサイクル法

○事業者は、その事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装についてリサイクルを行う義務を負います。
○リサイクルだけでなく軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

食品リサイクル法

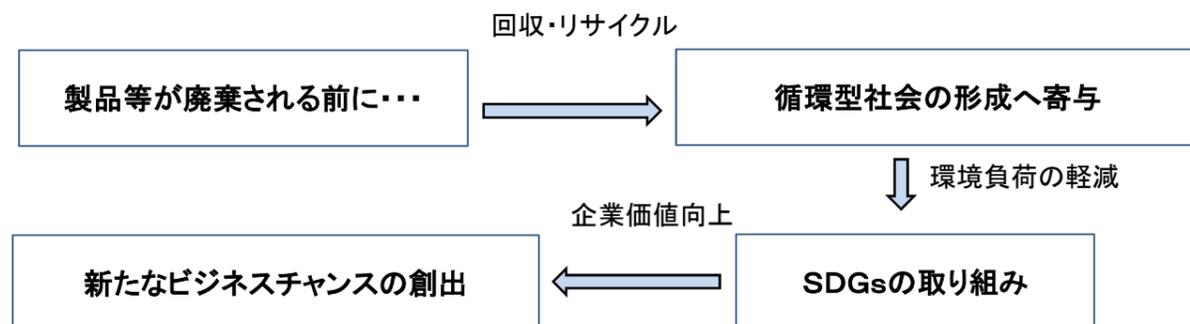
○食品関連事業者は、食品廃棄物の抑制・減量、食品循環資源の再利用、再利用できない食品循環資源からの熱回収に取り組むことが求められています。
【食品循環資源とは？】
食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの。

建設リサイクル法

○コンクリート、アスファルト、木材等の特定建設資材を用いた建築物を解体する工事、又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事について、受注者等は、分別解体等及び再資源化等を行うことが義務付けられています。

家電リサイクル法

○小売業者は、「過去に販売した対象機器」、「買い替えの際に引き取りを求められた対象機器」の引取義務があります。
○製造・輸入業者は、自らが過去に製造・輸入した対象機器の引取義務と再商品化等実施義務があります。



事業所での3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進

①過剰包装や生産工程の見直し(リデュース)

商品の包装を簡易的なものにする事で、包装紙やプラスチックごみの削減に繋がります。また、商品を長寿命化することで、ごみの排出抑制が期待できます。



②一度使用したものの再利用(リユース)

不要な紙の裏面を事業所内でメモ用紙として使用したり、壊れた備品を極力修理して使用する、まだ使用できる不要な備品を他の部署に譲るなどでも、ごみの減量につながります。



③資源物の再資源化(リサイクル)

オフィスや事業所から排出されるチラシ、段ボール、シュレッダー紙等の古紙や、空き缶等の金属類は、資源回収業者に回収されることでリサイクルされます。⇒ 市内資源回収業者は4ページに記載しています。

事業所でできる食品ロス削減

【食品ロスの現状】

食品ロスとは、売れ残りや期限切れなどにより、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食べ物の事です。令和3年度中に日本国内で食品ロス量が523万トン発生しており、その内家庭から244万トン・事業所から279万トン排出されたと推計されています(令和5年6月公表「令和3年度 農林水産省及び環境省推計」による)。これは、日本人1人当たりが毎日茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同様計算になります。

【職場でできる食品ロス削減の取り組みの一例】

①フードバンク事業の活用 <酒田市社会福祉協議会>

酒田市社会福祉協議会では、食べるには問題ないものの賞味期限が近くなった食品や、包装が破損している食品を、市内の事業所様や団体様から寄贈していただき、地域福祉センターに保管しています。寄贈された食品は、生活困窮者・災害被災者・食の支援(子ども食堂など)を実施する非営利団体などに分配されます。なお、食品を扱わない事業所様・団体様からも寄贈を受け付けています。

○受け付けできる食品

米・穀物・レトルト食品・乾物・菓子類・乳児用ミルクなど、未利用で長期常温保存可能な食品。
⇒ 受け付けの可否は、食品の保存状態や地域福祉センターの在庫状況にもよりますので、事前に酒田市社会福祉協議会へご相談ください。

○受け付けできない食品

開封済み食品・賞味期限まで1ヶ月を切った食品・要冷蔵(冷凍)食品・生鮮食品・酒類など。

【お問い合わせ先】
酒田市社会福祉協議会

〒998-0864
酒田市新橋2丁目
1番地の19
TEL: 0234-23-5765
FAX: 0234-24-6299



②県の食品ロス削減運動の協力店に登録する <山形県循環型社会推進課>

(飲食業・食品小売業・宿泊業等の事業所様向け)

○「もったいない山形」運動

食品ロスの削減やリサイクル等に取り組む事業所様に加盟いただき、食品ロス削減やリサイクル活動の輪を広げていく事を目的とした活動です。

○「てまえどり」

もったいない山形運動の一環として同時に展開されています。

商品棚の「手前」に並べられている販売期限の近い商品から、お客様に購入していただく事を推奨する取り組みです。

ご登録いただきますと、山形県ホームページ等で事業所の取り組みが紹介され、PRがなされます。未登録の事業所様はぜひご登録の上、食品ロス削減の意識啓発にご協力ください。

登録手続きについては、こちらの二次元コードからリンクしている、山形県のホームページを参照してのん!



もったいない山形運動



てまえどり

このパンフレットは、不要になった酒田市役所庁内文書をペーパーラボで再生した紙に印刷しました。